

(目的)

第1条 ユース委員会(通称「牛若の会」)は、青年会員の要望を取りまとめ、社会福祉士会での青年固有の取り組みを積極的に推し進め、青年社会福祉士のアイデンティティーの確立の一助として、青年会員の交流を図ること目的とする。

(名称)

第2条 この委員会を、「ユース委員会」(通称「牛若の会」)と呼ぶ。

(事務所)

第3条 ユース委員会(通称「牛若の会」)の事務所は、本会事務局内に設置する。

(組織)

第4条 ユース委員会(通称「牛若の会」)の運営統括の責任は、本会会長に属する。

(活動)

第5条 ユース委員会(通称「牛若の会」)の活動は、以下の通りとする。

- (1) 青年会員の要望を把握し取りまとめる。
- (2) 青年会員の要望に沿って多様な取り組みを展開する。
- (3) 青年会員の交流を深めるために幅広い多様な活動を展開する。
- (4) その他必要と認める活動

(運営委員会)

第6条 委員は、「ユース委員会」(通称「牛若の会」)の企画及び運営管理を行う。

- 2 委員は、10名で構成し、各ブロックから1名以上を選出する。
- 3 運営委員会に次の役員を置き、委員の互選とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

- 4 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(報告)

第7条 運営委員会は、本会理事会に年2回以上、活動内容及び運営状況を報告するものとする。

(苦情対応)

第8条 本委員会の活動における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

- 2 苦情申立の手続き及び対応は、本会の苦情対応関連規定に基づいて実施する。

(その他の運営の留意事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、2018年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。